

掛川市水道事業管理規程第3号

掛川市水道事業会計規程の一部を改正する規程をここに制定する。

平成30年3月27日

掛川市水道事業管理者
掛川市長 松井三郎

掛川市水道事業会計規程の一部を改正する規程

掛川市水道事業会計規程（平成17年掛川市水道事業管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「掛川市水道部管理規程」を「掛川市水道事業の組織等に関する規程」に改める。

第7条、第8条第2項、第10条、第13条から第15条まで、第17条、第21条、第22条、第24条から第30条まで、第44条、第45条、第47条、第50条、第53条、第56条、第57条、第59条から第71条まで、第75条から第77条まで、第79条から第84条の2まで、第88条、第89条及び第91条から第97条までの規定中「水道部長」を「上下水道部長」に改める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。